

福山大学微生物等安全管理部会規則

平成22年4月1日制定 規則第83号

平成31年2月27日改正

(趣 旨)

第1条 この規則は、福山大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生が、微生物等を用いた研究を行う場合に、日本細菌学会による病原体等安全取扱・管理指針（平成20年3月）の趣旨に沿った倫理的配慮を図るために、福山大学研究安全倫理委員会規程第15条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 前条に規定する目的を達成するため、本学に福山大学微生物等安全管理部会（以下「微生物部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 微生物部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福山大学研究安全倫理委員会からの微生物を取り扱う研究計画についての諮問への対応と答申に関すること。
- (2) 微生物等の病原性のレベルの分類に関すること。
- (3) 実験室及び管理区域の安全設備及び運営に関すること。
- (4) 福山大学微生物等安全管理規則（以下「安全管理規則」という。）に定めるレベル2から4の微生物等の利用、保管、供与の承認に関すること。
- (5) 事故発生時及び災害時等における措置に関すること。
- (6) その他微生物等の倫理的配慮に関し必要なこと。

(組 織)

第4条 微生物部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 微生物等実験に携わる教員 4名
- (2) 遺伝子組換え生物安全管理部会長
- (3) 教職員及び学生の健康並びに安全に関し責任を有する事務系職員 1名
- (4) その他学長が必要と認める者

2 前項第1号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 微生物部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、委員の中から学長が指名した者とし、微生物部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会長が指名した副部会長が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 微生物部会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 議決は、出席委員全員の合意を原則とする。

(審査の基準)

第7条 微生物部会は、審査に当たっては安全管理規則に従って行うものとする。

(意見の聴取)

第8条 微生物部会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(保存)

第10条 微生物部会における審査の経過及び審査結果の記録は、10年間保存するものとする。

(公開)

第11条 微生物部会の運営に関する事項、委員の氏名、委員の構成及び議事要旨は公開するものとする。ただし、研究等の独創性の保護に支障が生じるおそれのある部分は、微生物部会の議を経て非公開とすることができます。

(庶務)

第12条 微生物部会の庶務は、関係部局の協力を得て、総務部企画・文書課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。